

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 12 日現在

機関番号：33901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730676

研究課題名(和文)近代日本における公私立各種学校による小学校教員養成の基礎的研究

研究課題名(英文)Fundamental Study on Elementary School Teacher Education by Miscellaneous Schools

研究代表者

加島 大輔(KASHIMA, Daisuke)

愛知大学・文学部・准教授

研究者番号：90555442

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円、(間接経費) 360,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、師範学校外の「学校」である公私立各種学校が、組織的に小学校教員養成に関与した事実に着目した。明治期以降、戦前期において小学校教員養成に関与した公私立各種学校は、本科教員養成のものに限っても90程度の事例がみられた。多くは郡など小学校教員需給の状態に関与する自治体による設置であったが、なかには全く個人的な設置にかかるものも存在した。それらは、個人的な趣旨から公立学校の教員養成に着手したものであり、「公」と「私」がせめぎ合うなかで存在したものとして注目される。また、公私立各種学校はその限定された機能のゆえに法制上も存在が可能であったのであり、必ずしも矛盾した存在ではなかったのである。

研究成果の概要(英文)：This study was focused on the fact that miscellaneous schools were involved in elementary school teacher education. Since Meiji period, these schools were seen about 90 cases. Many were set up by local governments, but some of them were established personally. These schools' function was limited, and able to exist in range of principles of teacher training legislation.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：小学校教員養成 各種学校 私立 教員養成制度

1. 研究開始当初の背景

教員の確保をめぐる議論は常に、いかにしてその高度化を図るかという質的な側面と、いかに教員需要に対応するかという量的な側面が混在することになる。本研究は、近代以降において主として量的な側面から教員養成に役割を果たしたと考えられる公私立各種学校による小学校教員養成について検討しようとした。

この研究は、近年の小学校教員養成史研究が成果を挙げつつある、師範学校外での教員養成に着目した研究の流れに位置するが、公私立各種学校という、これまでの研究で明らかにされてこなかった学校種別・学校組織が、「学校」として組織的に教員養成にかかわってきた事実に着目することとした。

2. 研究の目的

本研究の目的は次のようである。

- (1) これまでの研究では主たる対象とならなかった公私立各種学校による小学校教員養成が、どの程度行われていたのかを明らかにすること。
- (2) 上記目的を検討する際、学校の設置者などいかなる学校組織によって行われたかに注意すること。
- (3) 資料上可能であれば、各学校のカリキュラムや入学資格などを明らかにすることによって、師範学校との異同また地域間の異同を明らかにすること。
- (4) 上記(1)～(3)の目的と並行して、公私立各種学校の法制的側面からの検討を行う。

3. 研究の方法

- (1) 教員養成を行う公私立各種学校について、明治期以降、大正・昭和期まで全国各府県の存否調査を行う。
- (2) 公私立各種学校が存在した府県について、師範学校等の教員養成機関の有無を明らかにするとともに、資料から設置が進んだ背景の検討を行う。
- (3) 公私立各種学校それぞれのカリキュラムや入学資格等を明らかにすることで、同校の果たした役割を具体的に明らかにする。
- (4) 師範学校を中心とする制度のなかでの存在根拠を『文部省例規類纂』や教育法令の解説書を用いて明らかにする。

4. 研究成果

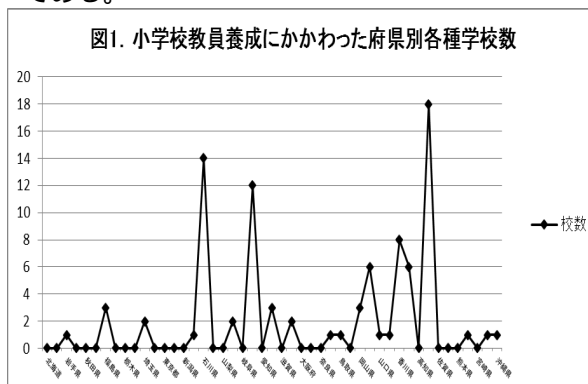
(1) 公私立各種学校の存否について

本研究では、小学校本科教員を養成する公私立各種学校に限定して存否調査を行った。すなわち、この結果中には裁縫科等の専科教員を養成する公私立各種学校は含まれていない。その結果、全体として設置が確認されたのは全国で88事例であった。

設置時期については、明治20年代初頭から昭和10年代まで幅広い期間にまたがるとともに、一度休校したのちにさらに設置されるなど、そのときどきの教員需給に応じて

弾力的に扱われていたことが推察される。

これらの公私立各種学校を、現在の都道府県コード順に、左端を北海道、右端を沖縄県としてグラフに配置すると次の図のようである。



これによれば、全体として関東以東での設置数が少なく、北陸・中部以西の各地区での設置数が多くなっていることが明らかである。とくに石川・静岡・福岡では設置件数が突出して多い。

関東以東の地域において小学校教員の不足がなかったわけではなく、これらの地域の師範学校外での教員養成方法については別途検討する必要がある。

教員養成を行った公私立各種学校の設置主体については、「郡・市」「郡教育会」「町村組合」「財団法人」「私立」の五つがみられる。「郡・市」については、郡名が名称に入っているものがもっとも多くみられ、公立各種学校の設置主体の中心であったと考えられる。したがって、各郡内での教員需給バランスが各種学校設置の有無に大きくかかわっているものと考えられる。これと類似した事例として「郡教育会」があるものと考えられる。すなわち、郡そのものが主体となって設置するのではなく、その下部組織といえる教育会が設置したものである。しかしながら、結局の機能としては郡設置のものと同じであると思われる。また「町村組合」については、郡制廃止後の運営主体としてかかわったものである。

このように、教員養成にかかわった公私立各種学校のうち多くは郡あるいは関係団体など「公」の性質を持つものであったことがわかる。その一方で、私立学校として存在したものも確認できるのである。

表1. 小学校教員養成を行った私立各種学校

府県	名称	概要
岩手	私立尋常師範学校予備校	盛岡市。明治20年11月～明治22年8月。
長野	私立松本郁文学校	松本氏が明治29年6月設立。

三重	伊勢国学館	鈴鹿郡川崎村。准教員試験科目教授。
三重	励精館	津市丸之内。師範科設置。
三重	神前村私立三重明治学校	三重郡神前村。明治30年3月、近藤千代松創立。尋准無試験検定の特典を得る。
岡山	私立有漢准教員養成所	明治37年7月、佐藤晋一設立。無試験検定の特典を得る。
岡山	私立有漢専科正教員養成所	大正2年4月開設。生徒数約20名。
広島	私立松本学校	賀茂郡吉土実村。松本興隆が明治34年に創立。
広島	広島県梅華教員養成所	山県郡新庄村に昭和6年4月開設。男子3か年、女子1か年。
愛媛	私立大成協成学校	明治40年、高津村有志により設立。
愛媛	伊予教員養成所	明治39年4月創立、准教員部および正教員部設置。
愛媛	私立愛媛県北宇和教員養成所	具体的内容不詳。
愛媛	私立上浮穴郡尋常小学校准教員養成所	久万町尋常高等小学校内に設置。明治41年。
大分	私立習説校	明治29年認可。田原村田口昌龍設立。明治43年、尋常小学校教員無試験検定の特典。
鹿児島	山北学館	出水郡上出水村。明治44年5月創立、大正4年度限り廃止。
鹿児島	私立鹿児島学校	明治34年9月、元鹿児島県師範学校教諭・三原直明設立。師範学校・教員検定合格者の少ないことを問題視。

上記表1に示したように、これらの学校の多くはまったく個人的な創設にかかるものを含んでいる。戦前期教員養成制度の原則は、師範学校本科が小学校本科正教員養成の唯一の正統な機関であること、しかもその師範学校の設置主体は勅令たる師範教育令によって国から委任された府県に限ることとなっていた。これら二つの原則からすれば、私立各種学校の存在は、制度上の矛盾であるか、あるいは間隙をぬって創設されたものであるか、いずれかであると考えねばならない。この点については法制上の問題を考える部

分で述べる。

(2) 教員養成に費やす期間による時期区分

本研究が存在を確認できた公私立各種学校のうち初期のもの、すなわち明治30年代前半ころまでの事例では、その多くが短期間で教員養成を行おうとするもので、概して半年程度の修業期間となっている。その後、明治40年代に入って県令で小学校教員養成所を制度化する事例がみられる。たとえば、埼玉県では、明治42年3月に北足立郡立教員講習所規則にのっとって北足立郡立教員養成講習所が設置されている。また、石川県では明治44年県令第92号市町村立小学校教員養成所規程が制定され、江沼郡准教員養成所はその規程によるものであることが明らかである。

これらの規程が出される前後から、公私立各種学校の修業期間は延長され、正教員では2か年、准教員では1か年となっていることが判明する。

1907(明治40)年の師範学校規程(文部省令第12号)は、小学校教員講習科について、正教員を養成するものは2か年、准教員については1か年とその養成期間と定めた。小学校教員講習科と公私立各種学校は別期間であり、直接的に省令の制限を受けたわけではないが、結果として師範学校規程に準じた養成期間の延長が行われたとみるべきであろう。また、同時期の公私立各種学校には無試験検定の特典が付与されているものもあり、これも養成期間の延長と連動したものと考えられる。

(3) 教員養成を行う公私立各種学校の法制的基盤

上記事例では、教員養成を行う公私立各種学校が明治40年代に入って無試験検定の特典を得ることが明らかとなった。このことの法制的基盤について『文部省例規類纂』から明らかにしておきたい。

1897(明治30)年、秋田県との「郡市ニ於テ小学校准教員乙種検定準備場開設ニ関シ県費ヲ以テ奨励方」では、一度却下された教員養成所の設置計画について、「特ニ県庁ヨリ教員養成所ノ名目ヲ一定シテ之ヲ設立セルモノニ無之即郡市ノ任意ニ設立セル乙種検定準備場ニ奨励費ヲ附与セントスル義ニ有之」と述べて、「検定準備場」への県費補助の許可を求めている。

文部省は、「教員養成所」について師範学校以外に教員養成の名を冠した機関が存在すること自体を「不穏当」とした経緯があり、さらにここでは修了者に対する教員検定を行うことも許していない。

ところが、「小学校准教員養成所設置方」によれば、1898(明治31)年2月にはすでに山形県で秋田県の場合は「不穏当」とされた教員養成所が設置されている。しかも、ここでは文部省がそれを各種学校として認めた

ことも明記されている。

つまり、当初は師範学校以外に「教員養成」の名を付した機関の設置は、文部省によって是認される方向へと進んだといえる。しかも、それは各種学校という一種の学校組織として設置されることもまた許される事態となったのである。

この事態の推移については、本研究では次のように解釈する。すなわち、文部省は教員養成所のような各種学校に対して教員の直接的養成の機能を担わせることを是認しているというよりは、教員養成所がそれを行うことが法令上不可能であることを前提にしていると考えられる。つまり、教員免許状の取得には教員検定を経なければならず、その教員免許状は府県知事に授与の権能が属しており、教員検定試験は府県の小学校教員検定委員会によって施行されるのであり、教員養成所の機能は限定されざるを得ないということである。したがって、師範学校という教員養成機関とは、教員制度上においては互いの機能は住み分けた状態にあったといえる。

しかし、実際にはこの「限定」された機能のゆえに、教員養成所を含む各種学校が一面において広がりを見せる。1904(明治37)年、岡山県との往復「小学校教員養成所設置認可施行方」では、教員養成所が師範学校と同じ正教員を養成できること、そしてそれが私立の機関であってもよいこととなっている。これも、限定された機能ゆえの拡大と考えてよいだろう。

そして、1910(明治43)年「尋常小學校准教員養成所養成期間六箇月ノモノニ無試験検定ニテ教員免許状授与スヘカラス」では、教員養成所に無試験検定の特典が与えられることが前提になっている。ここで問題になっているのは、

養成期間六箇月ノモノニ対シ無試験検定ニテ尋常小學校准教員ノ免許状ヲ授与セラレ候ハ明治四十年四月文部省令第十二号師範学校規程第七十条ニ照シ期間短キニ失シ候ニ付相当御変更相成度とされた、養成の「期間」であり、特典を得ること自体ではないのである。

このように、教員養成所を含む公私立各種学校が戦前期教員養成制度の原則のなかで法制上の基盤を得たのは、その限定された機能ゆえのものであった、と本研究では解釈した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表](計1件)

・加島大輔「近代日本における公私立各種学校による小学校教員養成」日本教師教育学会第23回研究大会 佛教大学 2013年9月15日

6. 研究組織

(1) 研究代表者

加島 大輔 (KASHIMA, Daisuke)

愛知大学・文学部・准教授

研究者番号：90555442

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし